

特記仕様書(水草処分)

第 1 条 (処理目的)

この契約は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に従い、発生した浮草(ホテイアオイ等)を適正に処理することを目的とする。

第 2 条 (現場責任者)

本業務は、現場責任者を定め、契約後7日以内(7日以内に現場作業を開始する場合は作業開始前日まで)に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を記載した書面(様式5号)をもって監督員に提出しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

その他については、委託契約書第6号(現場責任者)に基づくものとする。

第 3 条 (処理内容)

1) 契約者の事業範囲について

契約者は、事業範囲を証するものとして、監督官庁許可証の写しを監督員に提出すること。

後日、許可事項に変更があった場合も同様とする。

収集・運搬の事業範囲:別添位置図のとおりとする。

許可発行監督庁 :徳島市

許可作業範囲 :徳島市

取扱廃棄物の種類 :浮草(ホテイアオイ等)

2) 委託する浮草除去の業務内容について

東部県土整備局長が契約者に対し委託する水草処分の業務内容は次のとおりとする。

水草(ホテイアオイ等)の収集・運搬・処分を行う。

①処分については、徳島市指定の再生処理施設へ搬入し処分を行うこと。

②緊急時(大雨による洪水等)の流出防止等の対策処置については、その都度、監督員と協議し、指示を受けることとする。

3) 除去量及び処分量の検収等について

契約者は、再生処理施設への搬入後、再生処理施設が発行する「一般廃棄物引受書」を集計し、作業完了時には全ての関係書類と併せて、東部県土整備局長へ提出する。

4) 再委託について

契約者は、東部県土整備局長から委託された水草(ホテイアオイ等)の処分業務を他人に委託してはならない。

ただし、契約期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要がある場合には、契約者は監督員の承認を得なければならない。